

各局（本部室区）庶務担当課長 様
各所属所長 様

川崎市職員共済組合事務局長

マイナ保険証利用登録の解除について（通知）

令和6年12月2日に現行の健康保険証（組合員証等）の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしたもの）による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行します。

他方で、マイナンバーカードの健康保険証利用登録（以下「マイナ保険証利用登録」という。）は任意の手続であることを踏まえ、医療保険者（共済組合）への申請により、マイナ保険証利用登録解除の手続を行うことができることとされました。

具体的な手続は次のとおりとなりますので、貴所属職員への周知をお願いします。

1 申請方法について

（1）対象者

組合員及び被扶養者のうち、マイナ保険証利用登録の解除を希望する者

※ 組合員のみ、特定の被扶養者のみを解除することもできます。

（2）提出書類

・別紙様式「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」

・解除対象者全員の組合員証・被扶養者証の写し

※ 申請書様式はぐるかわライブラリの次のフォルダに掲載しています。

⇒各課の部屋

⇒総務企画局人事部共済課

⇒組合員証等の廃止・マイナ保険証利用

（3）提出先

川崎市職員共済組合保険係

2 マイナポータルへの反映について

毎月20日（20日が週休日・祝日の場合は前営業日）までに受け付けた申請分について、当該月の月末までに共済組合が医療保険者向け中間サーバーへ解除依頼を行います。

マイナポータルへの反映については、マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」にて対象者各自で御確認ください。

※ マイナポータルへの反映には受付後2～3か月程度かかります。

3 資格確認書の発行について

令和6年12月2日以降、次表の区分により資格確認書を発行します。

解除対象となる組合員・被扶養者の資格取得時期	資格確認書の発行時期
令和6年12月1日以前に資格取得し、かつ、有効な健康保険証（組合員証・被扶養者証）を有している場合	令和7年秋頃に発行予定 ※令和7年12月1日までは現行の組合員証・被扶養者証を使用可能
令和6年12月2日以降に新規加入する場合	マイナ保険証利用登録の解除申請を受付後に速やかに発行

※ 「資格確認書」とは

マイナンバーカードを持っていない、又は持ってもマイナ保険証利用登録をしていない場合（有効な組合員証・被扶養者証を有している場合を除く。）、令和6年12月2日以降に共済組合が発行するプラスチック型のカードです。

医療機関等に提示することで現行の組合員証・被扶養者証と同様に保険診療を受けることができます。券面には、現行の組合員証・被扶養者証と同様の資格情報（記号・番号、氏名、生年月日、性別、保険者名、保険者番号等）が記載されています。

4 マイナ保険証利用の再登録について

マイナ保険証利用登録を解除した後も、再度利用登録の手続を行うことができます。

最初の登録と同様、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから登録してください。

※詳しくは厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html) を参照。

5 その他

令和6年12月2日以降の組合員証及び被扶養者証の取扱いや、資格確認書の発行に係る事務手続については、別途通知します。

川崎市職員共済組合保険係担当
電話044-200-3467
内線 56332